

令和 7 年 度

豊川市内部統制評価報告書
審 査 意 見 書

豊川市監査委員

8 豊監第 18 号
令和 8 年 8 月 5 日

豊川市長 竹 本 幸 夫 殿

豊川市監査委員	井 田 哲 明
同	鈴 木 篤 男
同	木 本 朗 善

令和 7 年度豊川市内部統制評価報告書審査意見について

地方自治法第 150 条第 5 項の規定により、審査に付された令和 7 年度豊川市内部統制評価報告書を審査した結果、次のとおりその意見を提出します。

令和 7 年度豊川市内部統制評価報告書審査意見書

1 審査の対象

令和 7 年度豊川市内部統制評価報告書

2 審査の期間

令和 8 年 6 月 1 5 日から令和 8 年 7 月 3 1 日まで

3 審査の着眼点

監査委員による令和 7 年度豊川市内部統制評価報告書の審査は、豊川市長が作成した内部統制評価報告書について、豊川市長による評価が評価手続に沿って適切に実施されたか、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかといった観点から検討を行い審査した。

4 審査の実施内容

令和 7 年度豊川市内部統制評価報告書について、豊川市長から報告を受け、「豊川市監査基準」に準拠し、関係職員から説明を聴取するとともに、評価報告書その他説明のために提出された資料及び監査委員が行うとされている監査、検査、審査等において得られた知見を利用し、審査を行った。

5 審査の結果

令和 7 年度豊川市内部統制評価報告書について、上記のとおり審査した限りにおいて、評価手続及び評価結果に係る記載は相当である。

6 審査の結果を踏まえた意見

今回は重大な不備の基準を見直し、より客観的な判断基準の元で評価したものと認められたが、社会的不利益の判断基準については、総合的に判断すべき要素も含まれており、更なる明確化が望まれる。

運用上の不備があった 4 7 件のうち、1 件は重大な不備に該当しており、評価対象期間において内部統制が有効に運用されていなかったが、全職員に対する注意喚起等がなされ、是正措置が講じられていることを確認した。

一方で、報告された不備が増加傾向にあり、その多くが単純なミス、チェック体制に起因しているが、重大な不備に至らないものの大きな社会的な不備につながり兼ねない状況も見受けられたことから、組織として、より効果的な再発防止策を推進する必要がある。

職員一人ひとりが不備の発生を抑止する意識を持って事務処理にあたることができるよう、内部統制制度がより生かされ、市民から一層信頼される行政運営となることを望むものである。